

舞 鶴 債 第 13 号
平成 30 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長
上 野 修 身 様

舞鶴市長職務代理者
舞鶴市副市長 堤 茂
(公 印 省 略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

| | 名称 | 件数 | 金額 | 放棄した理由 | 放棄した時期 | 担当部署(課) | 備考 |
|----|---------------------|----|------------|--------------------------|------------|----------|----|
| 1 | 市営住宅使用料 | 5件 | 2,367,132円 | 債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当) | 平成30年3月30日 | 建設部都市計画課 | |
| 2 | 旧公設市場施設建物・ 土地賃貸料 | 1件 | 1,859,362円 | 法人破産 (条例第6条第3号該当) | 平成30年3月30日 | 産業振興部農林課 | |
| 合計 | | 6件 | 4,226,494円 | | | | |

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上お第78号
平成30年5月30日

舞鶴市議会議長
上野修身様

舞鶴市長職務代理者
舞鶴市副市長 堤 茂
(公印省略)

債権の放棄(水道事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

| | 名称 | 件数 | 金額 | 放棄した理由 | 放棄した時期 | 担当部署(課) | 備考 |
|----|------|------|------------|--------------------------|------------|---------------|----|
| 1 | 水道料金 | 87件 | 1,486,997円 | 債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当) | 平成30年3月30日 | 上下水道部お客様サービス課 | |
| 2 | 水道料金 | 5件 | 26,203円 | 少額債権 (条例第6条第1号ウ該当) | 平成30年3月30日 | 上下水道部お客様サービス課 | |
| 3 | 水道料金 | 9件 | 732,035円 | 法人休止 (条例第6条第1号エ該当) | 平成30年3月30日 | 上下水道部お客様サービス課 | |
| 合計 | | 101件 | 2,245,235円 | | | | |

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第45号
平成30年5月30日

舞鶴市議会議長
上野修身様

舞鶴市長職務代理者
舞鶴市副市長 堤 茂
(公印省略)

債権の放棄(病院事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

| | 名称 | 件数 | 金額 | 放棄した理由 | 放棄した時期 | 担当部署(課) | 備考 |
|----|--------------|------|-----------|------------------------------|------------------|----------------|----|
| 1 | 病院及び診療所の使用料等 | 65 件 | 717,048 円 | 債務者所在不明 (条例第 6 条第 1 号ア該当) | 平成 30 年 3 月 30 日 | 市民病院管理部 総務課 | |
| 2 | 病院及び診療所の使用料等 | 8 件 | 203,042 円 | 相続人確知不可 (条例第 6 条第 1 号イ該当) | 平成 30 年 3 月 30 日 | 市民病院管理部 総務課 | |
| 3 | 病院及び診療所の使用料等 | 3 件 | 22,570 円 | 少額債権 (条例第 6 条第 1 号ウ該当) | 平成 30 年 3 月 30 日 | 市民病院管理部 総務課 | |
| 合計 | | 76 件 | 942,660 円 | | | | |

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。